

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等のさまざまな社会的要因のほか、当事者の価値観等、問題が複雑に絡まり合っています。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であり、その多くが防ぐことのできる問題です。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連機関との連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。

わが国の自殺者数は 1998（平成 10）年に急増し、3 万人前後の高い水準で推移してきました。これを受け、国では 2006（平成 18）年に自殺対策基本法が施行され、国をあげて自殺対策を推進したことで、自殺者数は年々減少傾向にあります。自殺対策基本法の施行後、自殺に対する社会の認識が「個人の問題」から「社会の問題」として認識されるなど、わが国の自殺対策は大きく前進してきましたが、自殺者数は依然として 2 万人を超えており、喫緊の課題となっています。

2016（平成 28）年には、自殺対策基本法が改正され、さらなる自殺対策の強化と「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、市町村においても「地域自殺対策計画」を策定することとなりました。これを受け、本市においても、現在まで行ってきた自殺対策に関わる取り組みを整理し、今後の自殺対策の方向性を示す「刈谷市自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

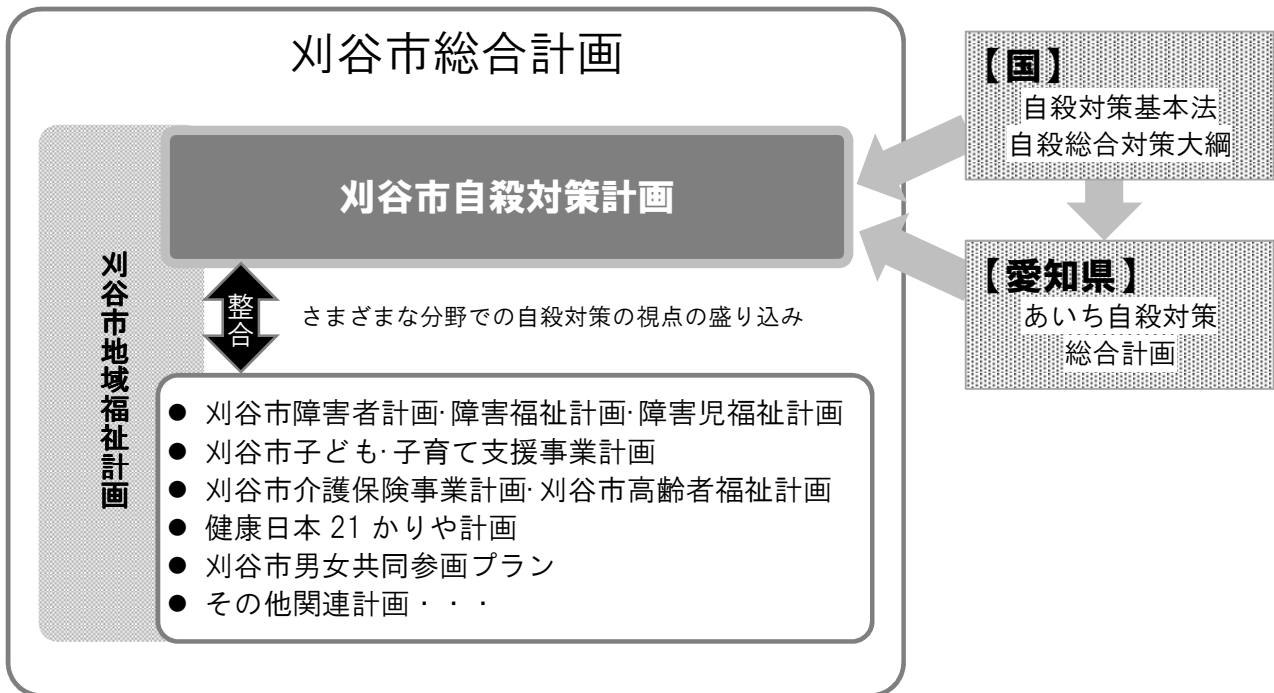
2 計画の期間

本計画の計画期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 か年とします。計画の最終年度である 2023 年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。



3 計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」第13条に基づく「市町村自殺対策計画」として位置づけます。また、「刈谷市総合計画」を上位計画として、「刈谷市地域福祉計画」、その他関連計画との整合を図り策定します。



4 計画策定に向けた体制

本計画の策定に向けた体制は次のとおりです。

(1) 策定委員会

学識経験者、各種団体の代表者等により組織し、「刈谷市自殺対策計画」案について検討し、提言を行いました。

(2) 策定部会

関係課職員により組織し、「刈谷市自殺対策計画」案について検討し、提言を行いました。

(3) 関係団体等アンケート調査

市内で自殺対策やこころの健康づくり等に関する活動を行う団体や相談支援団体等に対し、調査シートを配布し、活動の状況や活動を通じて見える本市のこころの健康に関する現状・課題、行政との協働の意向等を把握し、計画策定のための基礎資料としました。

(4) 自殺対策関連事業実施状況調査

関係課に対し、調査シートによる自殺対策関連事業の現状・課題、方向性に関する調査を行い、計画策定のための基礎資料としました。

(5) パブリックコメント

行政運営の透明性の向上や市民との協働による施策の推進を図ることを目的に、市民に対し、「刈谷市自殺対策計画」案の公表と説明・意見の募集を行うパブリックコメントを実施しました。